

# 10月1日から 公共施設などの使用料金を改定します

消費税率(地方消費税率を含む)が10%に引き上げられることに伴い、上下水道料金をはじめ、公共施設の使用料金などの金額を見直しました。

## 公共施設の使用料金など

公共施設の使用料金などの消費税率を10%に改定します。ただし、各種証明手数料など非課税扱いとなるものなどは除きます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。各担当課、施設へお問い合わせください。

## 上下水道料金、水道加入金・工事負担金

上下水道料金と水道の新規加入金・工事負担金の消費税率を10%に改定します。

10月1日前から上下水道を利用している人は、10月1日以後の初回の検針分に限り8%で算定した使用料金となります。水道料金は、10月分、下水道料金は11月請求分が対象です。

問合せ/上下水道課 庶務係 ⑥番窓口(内線261、206)

## 斎場の使用料金

区分		単位	金額 (町内居住者が亡くなった場合)	
			9月30日まで	10月1日から
火葬炉	大人(10歳以上)	1体につき	5,000円	変更なし
	小人(10歳未満)	1体につき	4,000円	変更なし
	胎児	1体につき	5,000円	3,000円
	身体の一部	1件につき	5,400円	3,300円
	汚物	1件につき	3,240円	3,300円
	犬・猫など	1体につき	3,240円	3,300円
施設	告別式場 (通夜室・控え室を含む)	通夜から告別式	50,000円	52,300円
		告別式のみ	25,000円	26,100円
	通夜室(控え室を含む)	1回	10,000円	10,400円
	和室	1回	30,000円	31,400円
霊柩車		1回につき	5,000円	5,200円

問合せ/住民課 環境衛生係 ③番窓口(内線248、249)